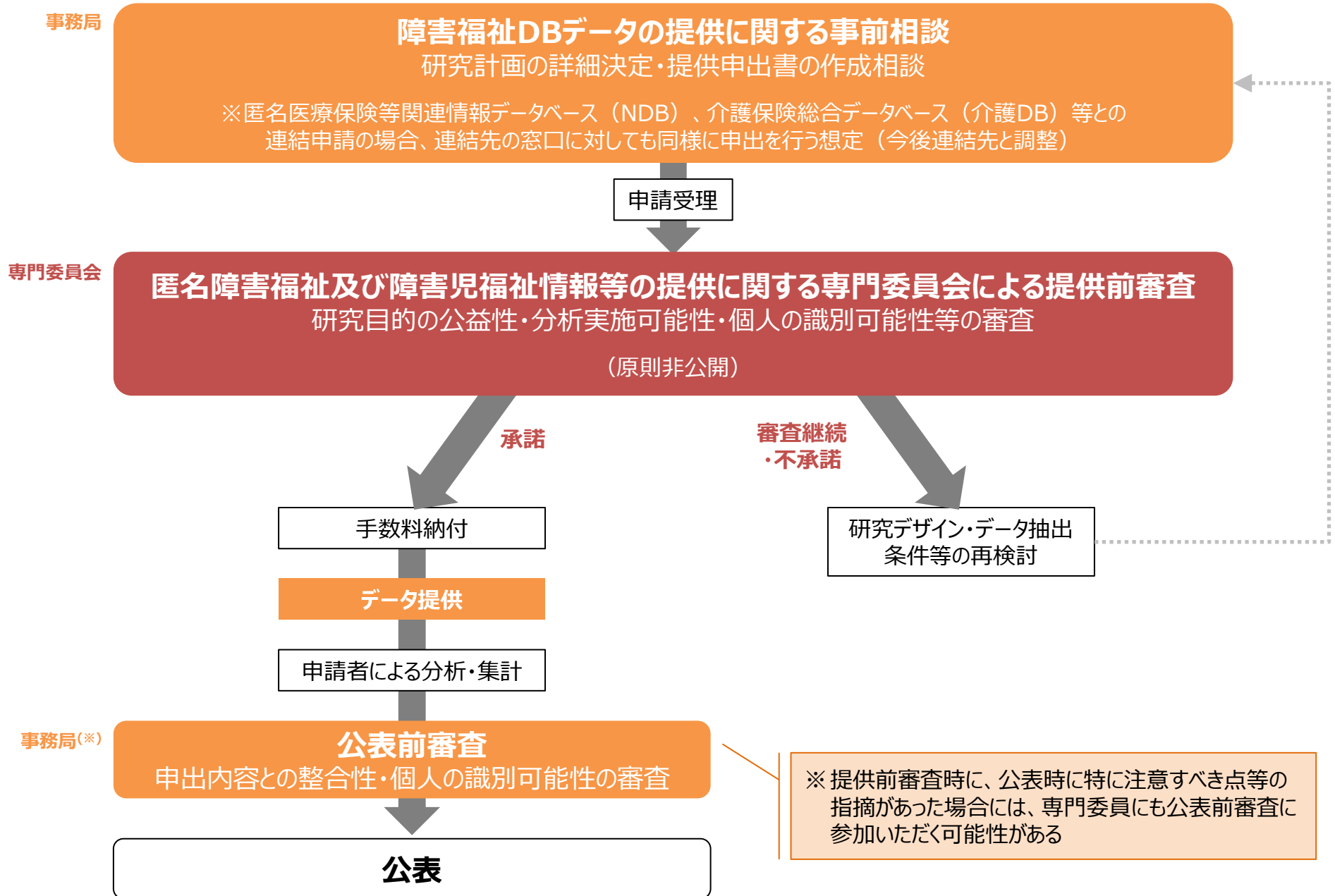


令和6年9月18日	
第1回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会	資料2-2

障害福祉DBデータの 第三者提供に係る手続について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

第三者提供の流れ（概要）：申出から公表まで



提出書類一覧 (2/2)

様式/別添	書類題目	記載内容 (概要)	特別抽出	集計表情報
書式自由	別添3	所属組織の個人情報保護に関する規程 (プライバシーポリシー・情報セキュリティポリシー等)	○ 任意	○ 任意
	別添4	厚労科研費交付決定通知の写しなど、公共性の高い研究であることを示唆する書類	◎ 該当時 必須	◎ 該当時 必須
	別添5	提供申出者における過去の研究実績を証明するもの (論文の写し等)	○ 任意	○ 任意
	別添6	外部委託先との守秘義務契約の写し	◎ 該当時 必須	◎ 該当時 必須
	別添7	倫理委員会承諾書の写し	● 必須	/
指定	別添8	申出依頼テンプレート (抽出) ←※特別抽出用 申出依頼テンプレート (集計) ←※集計表情報用	● 必須	● 必須
書式自由	別添9	詳細な公表形式	● 必須	● 必須
	その他	その他適宜必要な書類	◎ 該当時 必須	◎ 該当時 必須

※ 審査時に特にご確認いただきたい内容

専門委員会における審査

審査では、匿名データの提供申出について、以下の観点から審査を行う。

審査の主な観点	
研究内容	<ul style="list-style-type: none">研究について、相当の公益性を有するか研究内容から判断して、データ範囲が必要最小限か
公表内容	<ul style="list-style-type: none">個人を特定しうる公表内容が想定されていないか<ul style="list-style-type: none">➤ 最小集計単位、年齢区分、地域区分の公表内容が問題ないか人権を尊重し、障害者及び障害児の差別や偏見につながらないよう、十分に配慮しているか
セキュリティ要件	<ul style="list-style-type: none">データ取扱時の懸念がないか

公表物の満たすべき基準の詳細については資料3-2に記載

なお、公表前の段階で、提供者（※）は次の観点から公表物の確認を行う。
場合によっては専門委員会に諮る場合がある。

- （1）当該研究の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的か。
- （2）「研究の成果の公表にあたっての留意点」の公表形式の基準を満たしているか。
- （3）独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供を主管する省庁が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにしているか。

（※）「提供者」とは以下を指す。

- ・ 障害者に関する障害福祉DBデータの提供の申出の場合は「厚生労働省」
- ・ 障害児に関する障害福祉DBデータの提供の申出の場合は「こども家庭庁」
- ・ 障害者及び障害児に関する障害福祉DBデータの提供の申出の場合は「厚生労働省及びこども家庭庁」